

# 下石井公園の使用料の算定について

令和6年1月24日作成



下石井公園の使用料は以下のとおり算定する。

種類	単位	金額
業として映画を撮影するもの	1日につき	7,500円
業として写真を撮影するもの	1人1月につき	600円
物品販売、宣伝、興行その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	42円
協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	5円

※公園内で行う同一のイベントについては、主とする1種類の行為として算定する。

面積は左図の10エリアに区分けし、資材等を設置する場所について足し上げて算定する。

エリア	面積	扣除	使用面積	備考
① 芝生広場1	1030	0	1030	
② 芝生広場2	930	0	930	
③ 芝生広場3	650	0	650	
④ 里丘前	300	0	300	
⑤ 桜並木(北)	320	20	300	植栽扣除
⑥ 桜並木(南)	162	2	160	植栽扣除
⑦ きらぼしアートセンター周辺	170	0	170	※事前にきらぼしアートセンターや西川アイプラザと協議が必要
⑧ 園路	340	0	340	※事前にきらぼしアートセンターと協議が必要
⑨ 園路(南)	40	0	40	
⑩ 遊具周辺	-	-	-	必要最小限の面積を計上(安全領域内に設置不可)

※来場者が特定されており、かつ滞留エリアを明確に区分できる場合は、この算定方法によらず、使用する面積を算定することができる。